

重要事項説明書

1 指定居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	社会福祉法人 山栄会
代表者氏名	山崎 俊比古
所在地 (連絡先及び電話番号等)	岩手県下閉伊郡田野畑村奥地 13 番地 電話番号 0194-34-2235 / F A X 番号 0194-34-2216
法人設立年月日	平成 22 年 4 月 1 日

2 指定居宅介護支援を実施する事業所

事業所の種類	公益事業
事業所名称	山栄会居宅介護支援事業所
事業内容	居宅介護支援事業
事業所番号	0373000835

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	居宅介護支援事業所が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、要介護状態にあるものが、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員が適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	(1) 事業所は、要介護者等が保健医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。 (2) 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供させる居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。 (3) 前 2 項の他「田野畑村指定居宅介護支援事業所の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年 3 月 19 日条例第 12 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

4 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（但し、祝日、お盆、年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日は除きます）
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

5 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
所長（管理者）	業務の一元的な管理	常 勤 1 名
介護支援専門員	居宅介護支援の提供	常勤 1 名以上

6 当事業所が提供するサービス

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者、医療機関等との連絡・調整
- (3) サービス実施状況の把握・評価
- (4) 利用者状態の把握
- (5) 給付管理
- (6) 要介護認定申請に対する協力・援助
- (7) 介護保険施設への紹介
- (8) 相談業務

7 利用料金と加算について

- (1) 要介護認定を受けておられる方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。事業者は法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を直接受領すること（法定代理受領）になっています。
- (2) 利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1か月あたり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けられます

居宅介護支援	要介護 1、2				1,086 単位/月		
	要介護 3～5				1,411 単位/月		
初回加算					300 単位/月	個々の状況に応じて算定される加算です。	
通院時情報連携加算					50 単位/月		
入院時情報連携加算	(Ⅰ)				250 単位/月		
	(Ⅱ)				200 単位/月		
退院・退所加算	(Ⅰ)イ	1回目	カンファレンス 無	450 単位/月			
			カンファレンス 有	600 単位/月			
	(Ⅱ)イ	2回目	カンファレンス 無	600 単位/月			
			カンファレンス 有	750 単位/月			
	(Ⅲ)	3回目	カンファレンス 有	900 単位/月			
緊急時等居宅カンファレンス加算（月 2 回まで）					200 単位/月		
ターミナルケアマネジメント加算					400 単位/月		
特定事業所加算（Ⅰ）					519 単位/月		厚生労働大臣が定める基準に適合する場合算定できる加算です。
特定事業所加算（Ⅱ）					421 単位/月		
特定事業所加算（Ⅲ）					323 単位/月		
特定事業所加算（A）					114 単位/月		
特定事業所医療介護連携加算					125 単位/月		
特別地域居宅介護支援加算 15/100 単位/月						厚生労働大臣が定める地域で指定居宅介護支援を行った場合算定できる加算です。	

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は減額することとなります。

8 サービスに関する苦情・相談の受付

(1) 苦情・相談の受付

苦情受付責任者 事業所長（管理者） 担当者 介護支援専門員

○受付時間：月曜日から金曜日（但し12月29日から1月3日は除く）

○電話番号：0194-34-2235 FAX番号：0194-34-2216

(2) 行政機関等その他の苦情・相談受付機関

田野畑村地域包括支援センター	所在地：〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 120-1 受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分 （土日、祝祭日、12/29から1/3は除く） 電話番号/Fax 番号：0194-32-3013
岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険課分室	所在地：〒020-0025 岩手県盛岡市大沢川原三丁目7番30号 受付時間：月曜日から金曜日 午前9時から12時、午後1時から5時 （土日、祝祭日、12/29から1/3は除く） 電話番号：019-604-6700 Fax 番号：019-604-6701

9 個人情報保護及び秘密の保持

- (1) 当事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 当事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 当事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- (4) 当事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

12 居宅介護支援事業の実施内容について

- (1) 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅介護支援事業者等に関するサービスの内容、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由の説明、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。
- (3) 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- (4) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画を交付します。訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- (5) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (6) 居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅介護支援等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (7) 介護支援専門員は障害福祉制度の相談支援専門員との密な連携を促進するため、特定相談支援事業所との連携に努めます。
- (8) 通常の居宅サービス計画よりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村に居宅サービス計画を届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出された居宅サービス計画の適正検証を行います。
- (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画のモニタリングを行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (10) 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します
- (12) 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。
- (13) 事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします
- (14) 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
- (15) 介護支援専門員は、前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具（以下「訪問介護等」という）の各サービスの利用割合及び前6ヶ月間

に作成されたケアプランにおける訪問介護等のサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行います。

- (16) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (17) 感染症の予防及びまん延予防の対応と非常災害時の対応として、各委員会の開催と指針の整備、研修の実施を行います。また、感染症及び非常災害発生時においても事業を継続的に実施、再開する為の必要な対策として事業継続計画（BCP）の策定を行い、必要な訓練等を定期的で開催します。
- (18) 利用者又はその家族の同意がある場合はサービス担当者会議及びカンファレンスを電話装置等（オンラインツール）の活用し行います。また、その際の個人情報の適切な取扱いに留意します。
- (19) 介護支援専門員が利用者の退院時に一連のケアマネジメント業務（アセスメント、サービス担当者会議、モニタリング等）を行ったものの利用者が死亡により介護保険サービスの利用に至らなかった場合でも給付管理の為の必要な準備が行われ介護保険サービスが提供されたものと同等の取り扱いが適当とみなされる場合には、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者は下記のとおりです。

虐待防止に関する担当者	管理者 熊谷ななえ
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制を整備しています。
- (4) 虐待防止対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果を従業者に周知します。
- (5) 虐待防止のための指針を整備します。
- (6) 虐待防止を啓発・普及するための研修を従業者に対して年 2 回実施しています。
- (7) 事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに田野畑村担当課に通報します。

14 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 禁止行為
 - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

15 居宅介護支援の業務範囲外の内容

介護支援専門員は、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務外の内容	<ul style="list-style-type: none">・救急車への同乗・入退院時の手続きや生活用品調達等の支援・家事代行・直接の身体介護・金銭管理
---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

16 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

【付則】

平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本重要事項説明書中、8 の (1) の内容を一部変更し平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

本重要事項説明書中、5 と 7 の内容を一部変更し平成 28 年 8 月 1 日より施行する。

本重要事項説明書中、7 の内容を一部削除、8 の内容を一部変更、9 と 10 の内容を追加し平成 29 年 12 月 1 日より施行する。

本重要事項説明書中、5 の内容を一部変更し平成 30 年 3 月 1 日より施行する。

本重要事項説明書中、3 の内容を追加、5 と 6 の内容を一部変更、7 の内容を変更、11 と 12 と 13 の内容を追加し平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

本重要事項説明書中、7 の (2) の内容を一部変更し令和元年 10 月 1 日より施行する。

本重要事項説明書中、3 の (3) の内容を変更、7 (1) の内容を一部削除、7 (2) の内容を一部変更、12 (15) から (20) までを追加し令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

本重要事項説明書中、12 の (16) の内容を削除し、新たに (16) の内容を追加。(17) の内容を削除し、(18) の内容を (17) に、(19) と (20) の内容を (18) と (19) に変更し (20) を削除。13 と 14 の内容を新たに使いし、13 の内容を 16 に変更。15 の内容を新たに追加し、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

同意書

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、居宅介護支援サービスの提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	岩手県下閉伊郡田野畑村奥地 13 番地
	法人名	社会福祉法人 山栄会
	代表者名	山崎 俊比古 印
	事業所名	山栄会居宅介護支援事業所
	説明者氏名	熊谷 ななえ 印

介護支援サービスの利用にあたり、本書に基づいて重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印